平成２９年（フ）第２３８号
神奈川県川崎市幸区南幸町３丁目56番地２　メゾン川崎西口通103、前住所長野県松本市寿北６丁目15番22号　シャルム今井202号室
債務者　坂本　　卓
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　賢一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第８７号
静岡県御殿場市杉名沢867番地の３　コーポサンシティⅡ102、前住所静岡県三島市谷田（西富士見）128番地の１　リーベハイム西富士見102
債務者　川島　淳臣
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内海　雅秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第１７号
三重県志摩市志摩町越賀821番地３、前住所名古屋市瑞穂区井戸田町１丁目10番地の１
債務者　金丸　竜児
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河之口　学
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成３０年（フ）第２４号
津市緑が丘１丁目１番地１　有料老人ホームグリーンヒル３Ｆ．Ａ―18、前住所三重県四日市市別山３丁目502番地５
債務者　伊藤　照男
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村林　敏也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成３０年（フ）第２６号
福島県二本松市成田町１丁目735番地の１大藤貸家Ｂ号、住民票上の住所福島県二本松市若宮１丁目326番地
債務者　白井　誠一
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　正博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
福島地方裁判所

平成３０年（フ）第５２号
茨城県つくばみらい市紫峰ヶ丘１丁目23番地４　アンジュ・パレＢ―202
債務者　若生　一利
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙田　知己
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月５日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第９号
山梨県都留市玉川610番地71
債務者　小林　博和
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉内　信崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月11日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成３０年（フ）第１０号
山梨県都留市つる１丁目４番21号
債務者　小林ひで子
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉内　信崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月11日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２９年（フ）第４２７６号
大阪市平野区瓜破西３丁目２番21号　プランドール202号室
債務者　神野河　誠
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉倉　邦樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８６号
岡山県倉敷市児島駅前２丁目17番地　コーポラメール306
債務者　吉田　知司
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷川　　寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８３１号
広島県東広島市八本松町正力125番地
債務者　坂本　祐太
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　幸司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月２日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７４号
広島市安佐南区安東４丁目12番７号
債務者　前迫　洋介
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　妹尾　重代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７５号
広島市安佐南区安東４丁目12番７号
債務者　前迫　典子
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　妹尾　重代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６６号
高知県香南市野市町本村985番地１
債務者　樫谷　充宣
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　真帆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第７６号
高知県土佐市新居687番地の１
債務者　森田愼一郎
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長山　育男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月10日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第２号
福岡県みやま市瀬高町大江2139番地１
債務者　田中由美子
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田上　普一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成３０年（フ）第３５号
高知市福井東町36―28　アローハイツ301、住民票上の住所高知市北本町３丁目２番15号
債務者　井上　　浩
1　決定年月日時　平成30年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山岡　敏明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月11日午前９時45分
5　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
高知地方裁判所破産係